

徳島県告示第三百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター矢三	徳島市南矢三町三丁目一・三八	訪問介護	令和元年九月一日
		ニチイケアセンター阿南	阿南市富岡町西石塚一八・三西田ビル二F	同	同
アドボケイト株式会社	徳島市方上町中須賀二一番地一	なずな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一ダイバーシティビル二〇五	訪問看護	同
医療法人三輝会	同 南田宮四丁目三番九号	稲山病院	同 南田宮四丁目三番九号	訪問リハビリテーション	同
合同会社輪	板野郡上板町佐藤塚字東三八四番地二四	デイサービスセンターリン	名西郡石井町浦庄字下浦三四一番地一	通所介護	同